



# とらつく鳥取

## もくじ

●〔行政通知〕 令和3年度整備管理者選任前研修の日程について	1
●〔行政通知〕 緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について (要請)	2
●〔協会通知〕 (一社) 鳥取県トラック協会表彰候補者 (代表者・従業員) の推薦について	8
●〔陸災通知〕 第26回鳥取県フォークリフト運転競技大会の開催について	13
●〔陸災通知〕 「36協定」の締結・届出と「電子申請」の活用をお願いします	17
●〔陸災通知〕 陸運と安全衛生 No.620	20
●交通事故発生状況 (1月末)	22
●第112回トラック運送業界の景況感 (速報)	23
●定期点検整備促進運動の実施等について	27
●ドライバー確保に向けたトラック運送業セミナーを開催	30
●「標準的な運賃」の荷主関係団体への周知・広報取組について	31
●「交通死亡事故多発警報期間中の広報活動に参加」	32
●運行管理者試験事前対策講習会を開催	32
●～若手ドライバー確保に向けた広報取組～	33
●令和2年度鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関 第2回「適正化事業委員会」を開催	33
●令和2年度鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関 第2回「評議委員会」を開催	34
●令和3年鳥取協重量事業部会総会・研修会を開催	35
●令和2年度全ト協青年部全国大会開催される	35
●新聞記事のご紹介	36
●会員事業所の異動	37
●関係官庁の人事異動	37
●協会事務局人事異動	37
●求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について	38
●適正化事業・巡回指導報告書 (2021年1月実施分)	39
●軽油価格推移表 (2021年1月)	40
●2月 業務日誌・3月 行事予定	41

★鳥取県交通安全年間スローガン★

つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県

★令和3年交通安全年間スローガン★  
内閣総理大臣賞〈最優秀作〉

【同乗者を含む運転者向け】

ゆとりある 心と車間の ディスタンス

【歩行者・自転車利用者向け】

ママなんで？ 赤は止まると 習ったよ

【小・中学生向け】

自転車に 乗るならきみも 運転手



## 行政通知

# 令和3年度整備管理者選任前研修の日程について

鳥運整第176号  
令和3年2月17日

一般社団法人鳥取県トラック協会 会長 殿

中国運輸局鳥取運輸支局長

道路運送車両法施行規則第31条の4(整備管理者の資格)第1号の規定に基づく研修について、下記のとおり計画しましたので通知します。

記

### 1. 日 時

令和3年4月5日(月)	令和3年10月4日(月)
令和3年5月10日(月)	令和3年11月1日(月)
令和3年6月7日(月)	令和3年12月6日(月)
令和3年7月5日(月)	令和4年1月11日(火)
令和3年8月2日(月)	令和4年2月7日(月)
令和3年9月6日(月)	令和4年3月7日(月)

受付 13:00～13:30 研修 13:30～16:30

### 2. 会 場

中国運輸局鳥取運輸支局2階会議室 〒680-0006 鳥取市丸山町224

### 3. 注意事項

- ① 会場の受講可能人数の都合上、希望者全員が入場できないおそれがあるため、受講希望者は事前申し込み(予約)をお願いします。(TEL0857-22-4110まで)  
なお、予約がない場合、入場をお断りすることがあります。
- ② 研修開始の5分前までには会場へ集合願います。
- ③ 本人確認のため運転免許証等(顔写真入りで身分証明可能なもの)を持参願います。
- ④ 都合により日程を変更する場合があります。その際は前もって別途通知致します。

事務連絡

令和3年2月17日

一般社団法人鳥取県トラック協会 専務理事 殿

中国運輸局鳥取運輸支局  
首席陸運技術専門官  
(検査・整備・保安担当)

## 令和3年度整備管理者選任前研修における新型コロナウイルス 感染拡大防止のための対策につ記いて(協力依頼)

令和3年度整備管理者選任前研修の開催については、「令和3年度整備管理者選任前研修の日程について」(令和3年2月17日付け鳥運整第176号)により通知しているところですが、今般の新型コロナウイルス感染症への感染拡大を防止するため、開催にあたり各種感染拡大防止対策を講じたうえで実施することとしています。

つきましては、これら感染拡大防止対策に万全を期すため、本研修の受講に際し下記の対策を講じる旨貴協会関係会員の受講予定者に対し周知いただきますよう、ご協力のほどお願いします。

記

本研修の受講に際し、受講者に対し以下の感染拡大防止対策を講じる。

- ・マスク着用の徹底 ・会場への入場時における手指消毒の実施 ・受付時における体温測定及び体調確認

### ※注意事項

○以下に該当する方は、原則受講をお断りします。

- ・マスクを着用されていない方
- ・37.5度以上の発熱等の体調不良がある方
- ・受講前2週間以内に大規模イベントへの参加や海外からの帰国がある方

○受講前2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬されている等体調に不安がある方は受講をお控え下さい。

## 行政通知

# 緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について（要請）

令和3年2月25日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和3年2月2日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言の延長が決定され、栃木県を除く10都道府県については、3月7日まで緊急事態措置の実施期間が延長されたところです。

また、これに伴って改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、「職場への出勤等」の項目において、従来の取組に加え、「感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促す。」などの事項が新たに示されたところです。

このような状況を踏まえ、鳥取労働局では、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に当たって、事業場において特に留意すべき事項となる「取組の5つのポイント」について、あらゆる機会を捉え、管内の事業場に対して取組状況の確認を働きかけるとともに、「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を新たに設置し、事業主や労働者の皆様からの相談等への対応に万全を期すことといたしました。

つきましては、貴団体の関係事業場に対し、「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」の設置について周知いただくとともに、各事業場において、リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」（別添）も含めた関連資料【[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00226.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html)】を活用した職場における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底が図られるよう、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

## 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

### ～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

## テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

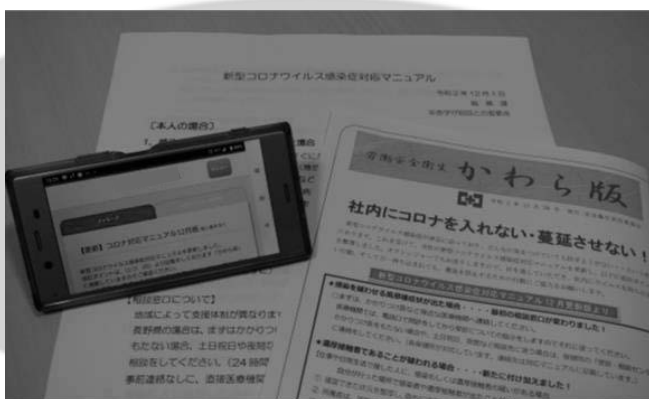
リーフレットは  
厚生労働省  
ホームページから  
ダウンロード可能です。



## 職場における感染防止対策の実践例

### ○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

#### 新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。

[手順]

- ①感染リスクのある社員の自宅待機
- ②濃厚接触者の把握
- ③消毒
- ④関係先への通知など

手順全文は  
(独)労働者健康安全機構  
長野産業保健総合支援  
センターホームページから  
ダウンロード可能です。

#### サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



### ○ 密とならない工夫

#### ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

#### ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

# 職場における感染防止対策の実践例

## ○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

### 休憩所での対策（小売業）



- ▶ 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

### 社員食堂での対策（製造業）



- ▶ 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- ▶ また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

## ○ 感染防止のための基本的対策

### 入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- ▶ 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

### 複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- ▶ 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

## ○ その他の取り組み

### 外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

(( 感染症防止5 ))	
・ 手洗い うがい 確実に！	・ Rửa tay súc miệng chắc chắn!
・ 十分とろろ 睡眠は！	・ Có đủ giấc ngủ!
・ 毎朝検温 忘れずに！	・ Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
・ 人混み避けよう！マスクせよ！	・ Hãy tránh đám đông! Đeo trên một mặt nạ!
・ 必ず換気 休憩所！	・ Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- ▶ 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

## 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

### 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業者のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい/いいえ
	・事業者の感染予防の責任者及び担当者を選任している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい/いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい/いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい/いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい/いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい/いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCCA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい/いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい/いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい/いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい/いいえ

チェックリストは  
厚生労働省  
ホームページから  
ダウンロード可能です。



## 職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら  
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>

0120-60-3999



# 守ろう! 交通ルール。

## 笑顔と思いやりも一緒に。

子供と高齢者を  
始めとする  
歩行者の  
安全の確保

自転車の  
安全利用の  
推進

歩行者等の保護を  
始めとする  
安全運転  
意識の向上

令和3年 4月6日(火) ~ 4月15日(木)  
**春の全国交通安全運動**

4月10日(日)は「交通事故死ゼロを目指す日」です



チャイルドシート適用  
推進シンボルマーク  
「カチャピョン」

 内閣府

## 協会通知

### ● (一社) 鳥取県トラック協会表彰候補者(代表者・従業員)の推薦について ●

一般社団法人鳥取県トラック協会  
会長 川上 和人

例年、通常総会で行なっています表彰は、所属の各地区協議会長の推薦を受けて、協会長が授与することとなっております。

つきまして、各会員事業所から各地区協議会長へ別紙様式により、4月30日(金)までに候補者を推薦してください。東部地区については、直接当協会へ推薦してください。

記

#### 1. 推薦手続き

各地区協議会長経由、鳥ト協会長あて

#### 2. 表彰基準

鳥ト協表彰規程抜粋(下記)の該当適格者

#### 3. 推薦期限

令和3年4月30日(金)(締切厳守)にてお願いします。

以上

---

### 一般社団法人鳥取県トラック協会表彰規程(抜粋)

#### ○表彰対象者

- 一 本会会員の**代表者**(社長、支店長、所長、事業主等を云い、本会の運営に直接たずさわる会員の常務等を含む)
- 二 トラック運送事業の**運転者**及びその他の従業員並びに運送取扱事業の従業員及び事業者団体(会員)の職員

#### ○被表彰者の選考基準

- 一 本会会員の**代表者**として**10年以上**その経営にするトラック運送事業に精励するとともにトラック運送事業の発展に寄与した功績が顕著な者で、本会の永年勤続功績役員として表彰を受けたことのない者(被推薦者は、地区毎に3名以内とする)
- 二 会員事業所(店所)に**15年以上**勤続し、他の従業員の模範となる**45歳以上**の**運転者**(被推薦者は、地区毎に5名以内とする)

#### ○被表彰者の推薦書類

- 一 表彰候補者推薦書(会員の代表者用)(様式1号)
- 二 表彰候補者推薦書(会員の従業員用)(様式2号)
- 三 無事故・無違反証明書交付申請書(運転者の方：**5年間**無事故・無違反であること)  
(その他の方：**3年間**無事故・無違反であること)

(様式1号)

年 月 日

一般社団法人  
鳥取県トラック協会長 殿

地区連絡協議会  
会長

### 表彰候補者推薦書（会員の代表者用）

表彰規程第3条（2）の規定による表彰候補者として、次のとおり推薦します。

#### 記

切り取り線

表彰候補者の 役職および氏名	役職名		氏名 (ふりがな)
生年月日 および満年齢	年 月 日生		満 歳
経営または就任 年 月 日	年 月 日	経営又は就任してから 今日までの期間 年 カ月	
推薦理由			
その他参考事項			



(様式2号)

年 月 日

(地区連絡協議会長経由)  
一般社団法人  
鳥取県トラック協会長 殿

(推薦者) 所在地  
事業所名  
代表者名

㊟

### 表彰候補者推薦書 (会員の従業員用)

表彰規程第3条(6)の規定による表彰候補者として、次のとおり推薦します。

切  
り  
取  
り  
線

記

表彰候補者の 役職および氏名	役職名		氏名	(ふりがな)
生年月日 および満年齢	年 月 日生			満 歳
就職または就任 年 月 日	年 月 日		勤続 年 カ月	
推薦理由				
賞罰、勤務成績 素行など参考と なる事項				



## 陸災通知

# 第26回鳥取県フォークリフト運転競技大会の開催について

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部

標記大会について、別紙1の要綱により開催しますので、各社で出場選手を選抜して、参加されますようご案内いたします。

**参加申し込みは、5月28日(金)までに別紙2の様式により提出されますようお願いいたします。**

本競技大会の優勝者は来る10月2日～3日に愛知県の中部トラック総合研修センター(愛知県みよし市福谷町西ノ洞21-127)で開催される「第36回全国フォークリフト運転競技大会」への出場資格者として推薦されます。

また、全国大会の日程が前回までと異なり2日間となり、会場も埼玉県から愛知県に変わりました。

新型コロナウイルス感染症予防対策として選手の検温、室内の換気、手指のアルコール消毒、来場者のマスク着用徹底等の対策へのご協力をお願い致します。

なお、この競技大会の参加者が少数の場合また、新型コロナウイルス感染拡大状況等により、本競技大会の中止もしくは延期の可能性がありますことをご了承ください。

実施要領等詳細については、当協会(担当:浜田)までお問い合わせください。

### 別紙1

## 第26回「鳥取県フォークリフト運転競技大会」実施要綱

### 1. 目的

フォークリフト運転競技を通じ、遵法精神と安全意識の高揚及び運転の知識と技能の向上を図り、もって職場における安全作業の確立と労働災害防止の推進に資することとする。

### 2. 主催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部

### 3. 後援

トヨタL&F岡山株式会社鳥取営業所

### 4. 実施期日

令和3年7月10日(土) 9時30分～16時00分

### 5. 実施場所

一般社団法人鳥取県トラック協会

※当日は、9時20分までに受付を済まして下さい。

### 6. 参加資格

参加推薦日において、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 当県支部会員事業場の従業員で、勤務成績が優秀であり、かつ、フォークリフト運転技能講習修了後1年以上経過していること。

(2) フォークリフト又は自動車の運転により、過去1年間事故を起こしたことがないこと。また、過去3年間(フォークリフト運転技能講習修了又は自動車運転免許取得後の期間が3年に満たない者については、当該3年に満たない期間)人身事故を起こしたことがないこと。

※ 過去の全国大会「一般の部」で優勝又は準優勝した者は全国大会「一般の部」に推薦することができない。また、過去の全国大会「女性の部」で優勝又は準優勝した者は「女性の部」に推薦することができない。

### 7. 参加費

参加費は、無料とする。

### 8. 競技種目及び配点

競技種目は、学科、点検及び運転の3種目とし、配点は、学科300点、点検100点、運転600点、合計1,000点とする。

## 9. 各競技種目の実施要領

### (1) 学 科

- ①出題数は50問とし、正誤方式とする。
- ②出題科目並びに科目ごとの問題及び配点は、次表のとおりとする。

科目	区分	問題数	配点
関係法令		10	60
走行に関する装置の構造、取扱い方法		10	60
荷役に関する装置の構造、取扱い方法		20	120
運転に必要な力学		10	60
合 計		50	300

- ③制限時間は40分とする。

### (2) 点 検

#### ①競技要領

荷役運搬作業の安全性を確保するための作業開始前点検を主体として行う。フォークリフトにあらかじめ設定した不具合箇所を競技者に発見させ、その都度、不具合状態を審査員に報告させる方法とし、制限時間を5分とする。

#### ②使用車種

「トヨタ」製の最大荷重が2.5トンのカウンタバランスフォークリフト（ディーゼル・トルコン車）とする。

### (3) 運 転（走行及び積卸し）

#### ①競技要領

##### ア. 審査の方法

荷役運搬作業の安全性を主体とし、基準操作技術について減点方式により採点する。  
制限時間は5分とする。これを経過後は、5秒以内ごとに5点を減点する。

##### イ. コース走行

運転競技のコースは、別途参加者に知らせる。

#### ②使用車種

「トヨタ」製の最大荷重が2.5トンのカウンタバランスフォークリフト（ディーゼル・トルコン車）とする。  
※運転競技の際「シートベルト」を装着することとする。

## 10. 表彰

総合得点第1位 陸運労災防止協会鳥取県支部長表彰

(注) 総合得点が同点の場合、運転競技得点の上位の者を上位者とし、運転競技得点も同点の場合は、点検競技得点の上位の者を上位者とする。

さらにすべての競技得点が同点の場合には、運転競技の所要時間が短い者を上位者とする。

## 11. 全国大会出場

上位1名を10月2日～3日に開催される第36回「全国フォークリフト運転競技大会」に推薦する。



陸 災 防 鳥 取 県 支 部 行

Fax 0857-27-7051

別 紙 2

## 令 和 3 年 度 第 26 回 鳥 取 県 フ ォ ー ク リ フ ト 運 転 競 技 大 会 参 加 申 込 書

事 業 所 名

担 当 者 名

(ふりがな) 氏 名 (生年月日)	現 住 所	出 場 部 門		フ ォ ー ク リ フ ト 運 転 技 能 講 習 修 了 証 番 号 及 び 交 付 年 月 日
		一 般 の 部	女 性 の 部	
( ) 年 月 日				年 月 日
( ) 年 月 日				年 月 日
( ) 年 月 日				年 月 日
( ) 年 月 日				年 月 日

※ 出 場 部 門 の 該 当 箇 所 に ○ 印 を 付 け て 下 さ い。

※ 事 業 所 名 ・ 氏 名 は、表 彰 状 作 成 等 に 必 要 な 重 要 事 項 と な り ま す の で、略 さ ず 間 違 い な く 記 入 し て 下 さ い。

※ 参 加 申 込 期 日：令 和 3 年 5 月 2 8 日 (金)

お 問 合 せ 先：陸 災 防 鳥 取 県 支 部 Tel0857-22-2694 担 当：浜 田



# 陸災通知

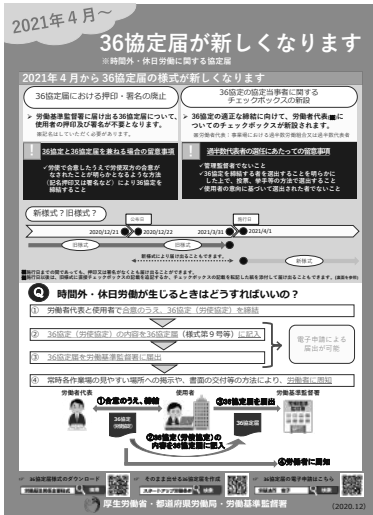
## 「36 協定」の締結・届出と「電子申請」の活用をお願いします

従業員を雇っている事業主の皆様へ

厚生労働省労働基準局監督課  
受託会社：ランゲート株式会社  
問い合わせ先(受付時間 平日 9時～17時)  
03-6374-4512 (令和3年2月26日まで)  
050-5576-6447、6448、3342 (令和3年3月1日～31日まで)

この度は、皆さまの会社の労務管理に関係する大切なお知らせを送付させていただきました。  
このリーフレットの内容に関するお問い合わせは、お近くの労働基準監督署までお気軽にお寄せください。

### ○「36 協定」の締結・届出について



従業員を残業させる場合には、あらかじめ、労使で協定(「36 協定」)を締結した上で、所轄の労働基準監督署に「36 協定届」を届け出る必要があります。

#### <様式が変わります！>

- 令和3年4月1日から、「36 協定届」の様式が変わります。
- 届出の際、使用者の押印及び署名が不要になります。
  - 過半数労働組合及び過半数代表者についてのチェックボックスが新設されます。

▶ 新しい「36 協定届」の様式は、こちらからダウンロードできます。

労働基準法関係主要様式

検索



### ▶「36 協定届」の作成を支援します！

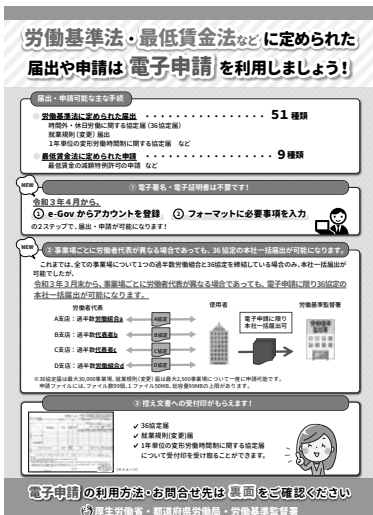
ウェブ上の入力フォームに必要な事項を入力して印刷することで、労働基準監督署にそのまま届出が可能な「36 協定届」を作成できる無料ツールを公開しています。

スタートアップ労働条件

検索



### ○「電子申請」の活用について



労働基準監督署で行う届出や申請等については「電子申請」が可能です。24時間・365日利用可能で、窓口の混雑もありませんので、お忙しい方や人混みが心配な方にも大変便利です。

#### <電子署名・電子証明書の添付が不要になります！>

令和3年4月1日から、労働基準法関係の電子署名及び電子証明書の添付が不要になります。

▶ e-Gov もより便利になりましたので、ぜひ一度ご確認ください。

e-Gov

検索



2021年4月～

# 36協定届が新しくなります

※時間外・休日労働に関する協定届

## 2021年4月から36協定届の様式が新しくなります

### 36協定届における押印・署名の廃止

- ▶ 労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。

※記名はしていただく必要があります。

### 36協定の協定当事者に関する チェックボックスの新設

- ▶ 36協定の適正な締結に向けて、労働者代表※)についてのチェックボックスが新設されます。

※労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

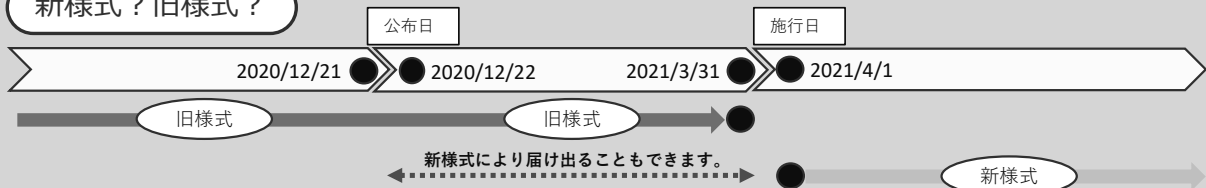
### ! 36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

- ✓ 労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名など）により36協定を締結すること

### ! 過半数代表者の選任にあたっての留意事項

- ✓ 管理監督者でないこと
- ✓ 36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
- ✓ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

### 新様式？旧様式？



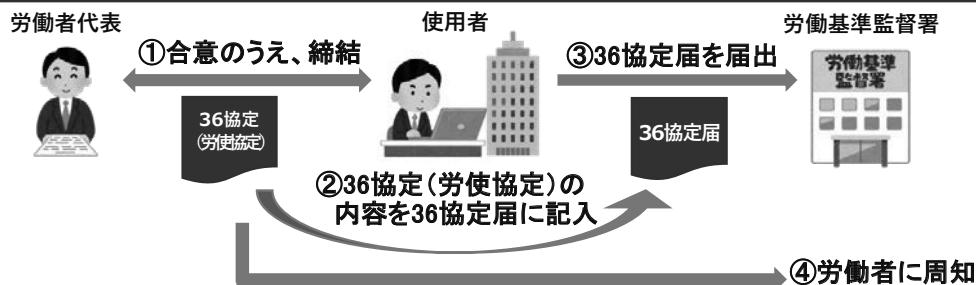
※施行日までの間であっても、押印又は署名がなくとも届け出ることができます。

※施行日以後は、旧様式に直接チェックボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転記した紙を添付して届け出することもできます。(裏面を参照)

## Q 時間外・休日労働が生じるときはどうすればいいの？

- ① 労働者代表と使用者で合意のうえ、36協定（労使協定）を締結
- ② 36協定（労使協定）の内容を36協定届（様式第9号等）に記入
- ③ 36協定届を労働基準監督署に届出
- ④ 常時各作業場の見やすい場所への掲示や、書面の交付等の方法により、労働者に周知

電子申請による届出が可能



36協定届様式のダウンロード

労働基準関係主要様式

検索



そのまま出せる36協定届を作成

スタートアップ労働条件

検索



36協定届の電子申請はこちら

労基法等 電子

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2020.12)

# 積込先、配送先で 困りごと、ありませんか。

## 情報ください

### 恒常的に長い荷待ち時間



### 無理な到着時間の設定



### 過積載になるような依頼



### 大型台風や豪雨・豪雪日の配送

意見・事例として投稿していただきたい項目です。

- ① つねに出荷準備が遅れて荷待ち時間が長い
- ② いつも配送先で荷待ち時間が長い
- ③ スピード違反しないと間に合わない無理な到着時間を指定された
- ④ 交通事故渋滞や悪天候など、やむを得ない遅延なのにペナルティを課された
- ⑤ 過積載になるのに積込時に貨物量を増やされた
- ⑥ 手作業での積込など、契約にはない積込作業を強要された
- ⑦ 契約にはないラベル貼り・検品などを強要された
- ⑧ 約束と違い荷主が高速道路料金を負担しなかった
- ⑨ 予め小さなキズ程度であれば貨物を引き取るとの取り決めがあるにもかかわらず買い取られた
- ⑩ 運転が危険な悪天候の中での配送を強要された
- ⑪ 配送先でコロナウイルス感染の差別的扱いをされた

お送りいただいた内容について、投稿者様や所属企業・団体、荷主様に問い合わせることは絶対にありませんので、ご安心ください。



QRコードを  
読み取って下さい。  
国土交通省の  
投稿サイトに  
リンクしています。



国土交通省



公益社団法人  
全日本トラック協会



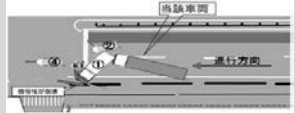
## 明日は我が身と学べる教材 事例を活かして事故ゼロへ

陸災防「令和2年度 安全衛生標語」交通部門優秀作品



**令和3年2月 No.620**  
 発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
 〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号  
 安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857代表  
<http://www.rikusai.or.jp>  
 (印刷物による年間購読料3,600円)

### 災害事例とその対策 大型トラックの追突事故



- 1 事業の種類  
一般貨物自動車運送事業  
(従業員数50人未満)
- 2 発生日月時：平成30年2月15日  
7時45分頃
- 3 運転者：27歳 男性、経験期間7ヵ月
- 4 死傷者数：死亡1名、重傷1名、軽傷3名
- 5 道路形状：国道、直線、下り勾配（約3%）、  
天候は晴れ、路面状態は乾燥
- 6 当該車両：最大積載量10トン、バン型トラック  
当日の積載量約3,000kg
- 7 災害発生状況
  - (1) 事故前々日の荷卸し作業中に右大腿部に筋肉痛のような痛みを感じた。
  - (2) 事故前日、荷卸し作業中筋肉痛が全身に広がったように感じた。帰宅後、体調が悪くなり、体温が37.8度となる。会社役員に電話し体調が悪く熱が出たことを報告。その電話で事故当日は9時まで運転し、その後他の運転者に引き継ぐことを確認。体調はさらに悪くなり腹痛と下痢で食事をとることができなかった。
  - (3) 事故当日2時10分起床、睡眠時間約5時間。就寝前より少し楽になっていたが食事をとらず車庫に向かった。3時5分ごろ、運行管理者に出発する旨、電話連絡、点呼なし。体調のことは報告せず、聞かれもしなかった。
  - (4) その後、物流センターに到着、パレットを積み込み4時7分ごろ出発し、5時21分ごろにJ社に到着、荷を積載し、6時36分に出発した。
  - (5) 事故地点の約7km位手前にあるインターチェンジ入り口交差点付近を走っているあたりから、頭痛を感じたが、給油所が30分位走った先にあるので、そこまで行ったら休憩できると思い走行を続けた。
  - (6) 事故地点手前の交差点で、赤信号のため先頭で停止し、青信号で発進した。その後、急に全身から力が抜け、意識が朦朧とした状態となったが、全く記憶がないわけではなく、所々は覚えている。事故地点手前で前方に停止していた相手車両を視認したが、身体に力が入らず、ブレーキやハンドル操作をすることなく追突した。この事故により、軽乗用車の運転者が死亡、普通トラック運転者が重傷、その

- 他、普通乗用車の運転者2名及び軽乗用車の同乗者の合計3名が軽傷を負った。当該運転者は事故後、警察署に行った時の体調は、頭痛は少しあったが、体温は平熱に戻っていた。
- 8 事故の原因と問題点
    - (1) 大型トラックの運転者が、事故前日から続く体調不良を感じたまま運転を継続し、信号待ちで停止している車列に気付くのが遅れ、ブレーキ操作やハンドル操作をすることなくこれらの車列に衝突して発生した。
    - (2) 当該事業者は、同運転者の出庫がほぼ毎日3時頃と早いため、約2か月前から始業点呼を行っていなかった。事故当日も始業点呼を行わず、同運転者は前日から体調不良を感じていたにもかかわらず運行管理者はこれに気付くことがないまま、同運転者が運行を開始したことが事故の原因であると考えられる。
    - (3) 運転者は、運行途中で体調が悪化していることを感じていたが、当該事業者の指定給油所が約7km先にあり、運転を継続した。この時点で速やかに車両を安全な場所に止め、運行管理者に連絡を取るなどの危険回避行動をとっていれば事故を回避することができた可能性が考えられる。
  - 9 再発防止対策
    - (1) 事業者は、持病がなく、過労が見られない運転者であっても、体調不良により事故を起こす可能性があることを認識すること。
    - (2) 運行管理者に対し、運転者が運行前に体調不良や著しい疲労を感じた場合には遠慮することなく運行管理者等に報告し、無理に運行を開始することがないように指導を徹底すること。
    - (3) 事業者は、運転者が乗務前に体調異常が生じた場合に運行管理者に対して報告しやすいような職場環境を整備すること。
    - (4) 事業者は、運行管理者に対し、運転者が運行中に体調不良等になった場合は、車両を速やかに安全な場所に停止させ、体調不良の状況を運行管理者に連絡して指示を受けることを徹底すること。また、体調不良等になった場合に、次の休憩地点等まで近い等の理由で運転を続けることは、絶対に行わないよう徹底させること。

# 業種別労働災害発生状況(令和2年速報)

令和3年1月7日現在

	死亡						死傷					
	令和2年1月～12月 [速報値]		令和元年1月～12月 [速報値]		対元年比較		令和2年1月～12月 [速報値]		令和元年1月～12月 [速報値]		対元年比較	
	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	718	100.0	763	100.0	-45	-5.9	114,669	100.0	112,219	100.0	2,450	2.2
製造業	121	16.9	125	16.4	-4	-3.2	23,281	20.3	24,394	21.7	-1,113	-4.6
鉱業	7	1.0	10	1.3	-3	-30.0	187	0.2	191	0.2	-4	-2.1
建設業	240	33.4	246	32.2	-6	-2.4	13,684	11.9	13,813	12.3	-129	-0.9
交通運輸業	9	1.3	14	1.8	-5	-35.7	2,409	2.1	2,791	2.5	-382	-13.7
陸上貨物運送事業	79	11.0	84	11.0	-5	-6.0	14,398	12.6	13,997	12.5	401	2.9
港湾荷役業	4	0.6	7	0.9	-3	-42.9	305	0.3	362	0.3	-57	-15.7
林業	33	4.6	31	4.1	2	6.5	1,218	1.1	1,185	1.1	33	2.8
農業、畜産・水産業	32	4.5	27	3.5	5	18.5	2,885	2.5	2,661	2.4	224	8.4
第三次産業	193	26.9	219	28.7	-26	-11.9	56,302	49.1	52,825	47.1	3,477	6.6

資料出所：厚生労働省

## 業種、事故の型別死亡災害発生状況(令和2年1月～12月)

令和3年1月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	その他
全産業	718	175	19	41	47	52	121	148	4	111
製造業	121	20	5	10	8	7	42	3	0	26
建設業	240	85	6	13	26	14	25	39	1	31
交通運輸業	9	2	0	0	0	1	2	3	0	1
その他	269	51	8	13	10	25	38	74	2	48
陸上貨物運送事業	79	17	0	5	3	5	14	29	1	5
同上対前年増減	-5	1	-1	0	-2	-1	7	-8	1	-2

## 業種、事故の型別死傷災害発生状況(令和2年1月～12月)

令和3年1月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	動作の反動・ 無理な動作	その他
陸上貨物運送事業	14,398	4,010	2,367	1,094	638	406	718	1,472	699	13	2,482	499
同上対前年増減	401	56	118	37	15	-21	-63	-73	-45	2	326	49

(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの  
詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

# 交通事故発生状況（1月末）

鳥取県警察本部  
交通企画課長

## 1 全国・中国5県・鳥取県の死者数（1月末）

	全国の死者数	中国5県の死者数	鳥取県の死者数
令和3年1月末	198	13	0
令和2年1月末	262	14	1
増減数	-64	-1	-1
増減率	-24.4%	-7.1%	-100.0%

## 2 交通事故発生状況（1月中）

○発生件数	40件	前年対比	-31件	(-43.7%)
○死者数	0人	前年対比	-1人	(-100%)
○負傷者数	49人	前年対比	-39人	(-44.3%)

## 3 死亡事故の状況（1月末）（0件 0人）

### (1) 道路別発生件数

	国道	県道	市町村道	高速道	自専道	その他	計
令和3年	0	0	0	0	0	0	0
令和2年	0	0	1	0	0	0	1

### (2) 発生地点の道路形状別

	交差点	単路	その他	計
令和3年	0	0	0	0
令和2年	0	0	1	1

### (3) 年齢層別死者数

	15歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和3年	0	0	0	0	0
令和2年	0	0	0	1	1

### (4) 状態別死者数

	歩行者	自転車	車両等運転中	同乗中	その他	計
令和3年	0	0	0	0	0	0
令和2年	0	0	1	0	0	1

### (5) 時間帯別発生件数 昼間 0件 夜間 0件

	0～6時	6～12時	12～18時	18～24時	計
令和3年	0	0	0	0	0
令和2年	0	0	1	0	1

### (6) 第1当事者の年齢層別

	15歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和3年	0	0	0	0	0
令和2年	0	0	0	1	1

### (7) 高齢死者の内訳 本年 0人 前年 1人 ア 昼夜別 イ 状態別

	昼	夜	計
令和3年	0	0	0
令和2年	1	0	1

	歩行者	自転車	車両等運転中	その他	計
令和3年	0	0	0	0	0
令和2年	0	0	1	0	1



## 第112回

# トラック運送業界の景況感（速報）

令和2年10月～12月期

---

---

今期の大企業製造業の景況感を示す業況判断指数（日銀短観12月調査）は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により停滞した経済活動の再開、自動車産業を中心とした生産の回復等により、▲10と前回調査（9月）から17ポイント改善した。

こうしたなか、令和2年10月～12月期のトラック運送業においては、コロナ禍での通販需要の拡大で「宅配貨物」の輸送量、営業収入、営業利益、営業利益ともに前期と同様、大幅な改善となった。「一般貨物」及び「宅配以外」でも輸送量、営業利益等が回復基調となったことから、令和2年10月～12月期の景況感は▲65.3（前年同期比）となり、前回（▲91.7）から26.4ポイント改善した。

なお、今後の見通しは、1月の緊急事態宣言の発令、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の低迷の影響を織り込み、▲71.6（今回▲65.3）と6.3ポイント悪化する見込みである。

---

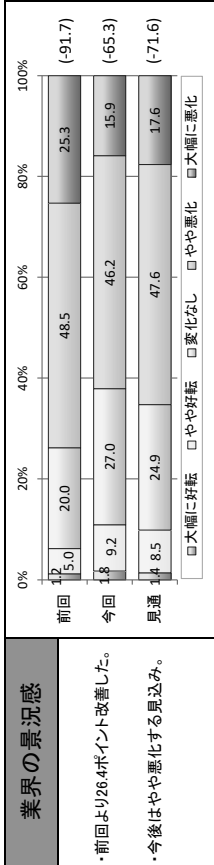
---

令和3年2月12日

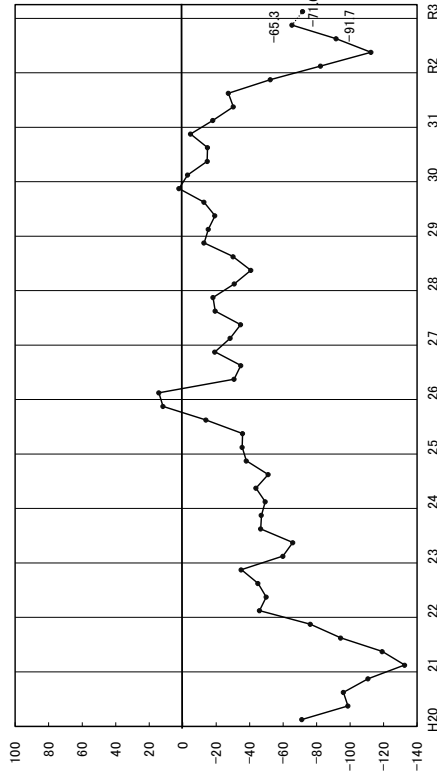
公益社団法人 全日本トラック協会

## 1 業界の景況感:今回(令和2年10月～12月期)の概況と今後の見通し

<b>今回の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業界の景況感は、「好転」とした事業者は11.0%(前回6.2%)、「悪化」とした事業者は62.1%(前回73.8%)で、判断指標は▲65.3となり、前回(▲91.7)から26.4ポイント改善した。</li> </ul>
<b>今後の見通し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業界の景況感の今後の見通しは、▲71.6(今回▲65.3)と6.3ポイント悪化する見込みである。</li> </ul>



トラック運送業界の景況感の推移(H20以降)



(注1)各グラフ(3段の縦棒グラフ)の上段は前回(R2.7月～9月期)の状況、中段は今回(R2.10月～12月期)の状況、下段は今後(R3.1月～3月期)の見通しを示す。いずれも、前年同期比の回答である。

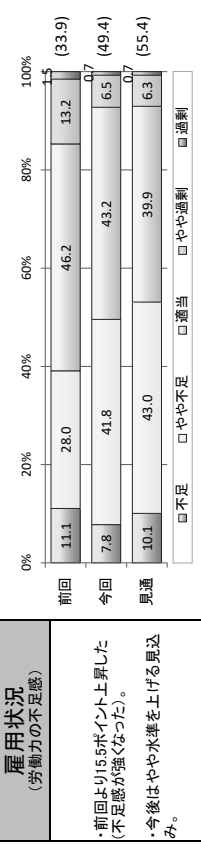
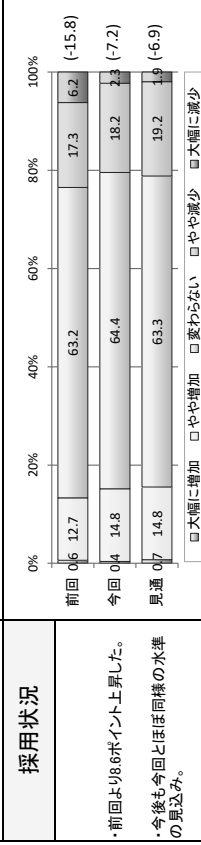
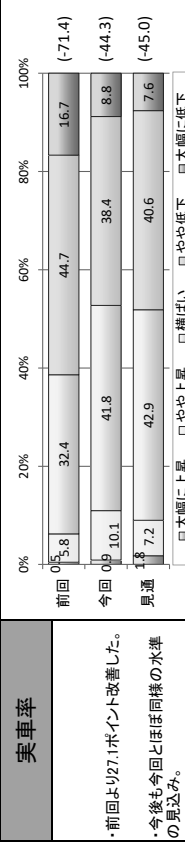
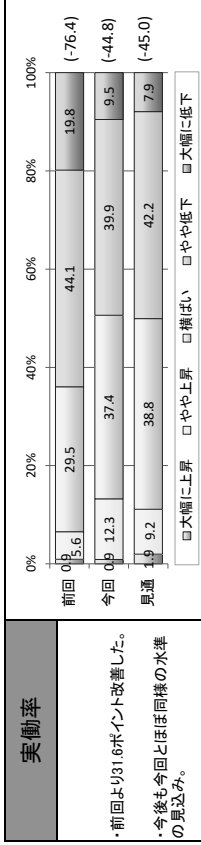
(注2)各グラフ(3段の縦棒グラフ)の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

(注3)各グラフ(3段の縦棒グラフ)右側にあるマーカー内は判断指標。各判断指標は、各段の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転、労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転、労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化、労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指標を算出している。

A(設問Aの回答者数) =  $n1+n2+n3+n4+n5$ (設問Aの選択肢1～5の回答数の和)  
 指標 =  $(+2 \times n1) + (+1 \times n2) + (0 \times n3) + (-1 \times n4) + (-2 \times n5) \div A \times 100$

## 2 共通の概況①:今回(令和2年10月～12月期)の状況と今後の見通し

<b>今回の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実働率は▲44.8(前回▲76.4)と31.6ポイント改善、実車率は▲44.3(前回▲71.4)と27.1ポイント改善し、前より輸送効率は改善した。</li> <li>採用状況は▲7.2(前回▲15.8)と8.6ポイント上昇し、雇用状況(労働力の不足感)は49.4(前回33.9)と15.5ポイント上昇し、労働力の不足感が強くなった。</li> </ul>
<b>今後の見通し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実働率は▲45.0(今回▲44.8)と0.2ポイント悪化、実車率は▲45.0(今回▲44.3)と0.7ポイント悪化し、輸送効率は今回とほぼ同様の水準の見込みである。</li> <li>採用状況は▲6.9(今回▲7.2)と0.3ポイント改善、雇用状況(労働力の不足感)は55.4(今回49.4)と6.0ポイント上昇し、労働力の不足感が強くなる見込みである。</li> </ul>



(注)雇用状況については、上段は前回(R2.7月～9月期)の状況、中段は今回(R2.10月～12月期)の状況、下段は今後(R3.1月～3月期)の見通しを示しているが、前回は前年同期比ではなくその期の状況度、見通しは前年同期比の見通しを集計している。

3 共通の概況②: 今回(令和2年10月～12月期)の状況と今後の見通し

<b>今回の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定外労働時間は▲36.2(前回▲59.2)と23.0ポイント増加、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲26.5(前回▲53.3)と26.8ポイント増加した。</li> <li>経常損益は▲46.7(前回▲74.5)と27.8ポイント改善した。</li> </ul>
<b>今後の見通し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定外労働時間は▲32.1(今回▲36.2)と4.1ポイント増加、貨物の再委託は▲21.7(今回▲26.5)と4.8ポイント増加する見込みである。</li> <li>経常損益は▲47.8(今回▲46.7)と1.1ポイント悪化する見込みである。</li> </ul>

<b>所定外労働時間</b>	<p>前回 11.8 (100%)          今回 4.8 (100%)          見通し 3.4 (100%)</p> <p>□大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 □大幅に減少</p>
<b>貨物の再委託</b> (下請運送会社への委託割合)	<p>前回 16.1 (100%)          今回 9.3 (100%)          見通し 6.7 (100%)</p> <p>□大幅に増加 □やや増加 □変わらない □やや減少 □大幅に減少</p>
<b>経常損益</b>	<p>前回 10.9 (100%)          今回 10.9 (100%)          見通し 9.5 (100%)</p> <p>□大幅に好転 □やや好転 □変化なし □やや悪化 □大幅に悪化</p>

【調査の概要】  
 平成5年3月より開始、以降3か月ごと実施。第112回調査は、令和3年1月1日に、セクターに対し、調査開始、令和3年1月31日回収分までを集計。

特種	一般	回答事業者全体
65	510	575

4 一般貨物: 今回(令和2年10月～12月期)の状況と今後の見通し

<b>今回の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般貨物では、輸送数量は▲62.0(前回▲93.4)と31.4ポイント改善、運賃・料金の水準は▲18.4(前回▲29.4)と11.0ポイント改善し、営業収入(売上高)は▲58.0(前回▲92.2)と34.2ポイント改善した。</li> <li>営業利益は▲56.1(前回▲84.4)と28.3ポイント改善した。</li> </ul>
<b>今後の見通し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般貨物では、輸送数量は▲62.4(今回▲62.0)と0.4ポイント悪化し、運賃・料金の水準は▲22.0(今回▲18.4)と3.6ポイント悪化することから、営業収入(売上高)は▲59.2(今回▲58.0)と1.2ポイント悪化する見込みである。</li> <li>営業利益は▲59.2(今回▲56.1)と3.1ポイント悪化する見込みである。</li> </ul>

<b>輸送数量</b>	<p>前回 19.1 (100%)          今回 25.1 (100%)          見通し 30.6 (100%)</p> <p>□大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 □大幅に減少</p>
<b>運賃・料金の水準</b>	<p>前回 6.7 (100%)          今回 71.4 (100%)          見通し 71.4 (100%)</p> <p>□大幅に上昇 □やや上昇 □横ばい □やや下落 □大幅に下落</p>
<b>営業収入(売上高)</b>	<p>前回 17.5 (100%)          今回 24.7 (100%)          見通し 28.6 (100%)</p> <p>□大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 □大幅に減少</p>
<b>営業利益</b>	<p>前回 20.3 (100%)          今回 30.2 (100%)          見通し 30.2 (100%)</p> <p>□大幅に増加 □やや増加 □横ばい □やや減少 □大幅に減少</p>

5 宅配貨物:今回(令和2年10月～12月期)の状況と今後の見通し

<b>今回の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅配貨物では、輸送数量は146.4(前回142.9)と3.5ポイント改善、運賃・料金の水準は▲14.3(前回14.3)と28.6ポイント悪化したものの、営業収入(売上高)は150.0(前回135.7)と14.3ポイント改善した。</li> <li>営業利益は139.3(前回135.7)と3.6ポイント改善した。</li> </ul>
<b>今後の見通し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅配貨物では、輸送数量は150.0(今回146.4)と3.6ポイント改善、運賃・料金の水準は10.7(今回▲14.3)と25.0ポイント改善、営業収入(売上高)は153.6(今回150.0)と3.6ポイント改善する見込みである。</li> <li>営業利益は142.9(今回139.3)と3.6ポイント改善する見込みである。</li> </ul>

<b>輸送数量</b>	<p>前回 42.9 (142.9)          今回 46.4 (146.4)          見通 53.6 (150.0)</p> <p>□ 大幅に増加 □ やや増加 □ 横ばい □ やや減少 □ 大幅に減少</p>
<b>運賃・料金の水準</b>	<p>前回 14.3 (14.3)          今回 85.7 (-14.3)          見通 60.7 (10.7)</p> <p>□ 大幅に上昇 □ やや上昇 □ 横ばい □ やや下落 □ 大幅に下落</p>
<b>営業収入(売上高)</b>	<p>前回 42.9 (135.7)          今回 53.6 (150.0)          見通 57.1 (153.6)</p> <p>□ 大幅に増加 □ やや増加 □ 横ばい □ やや減少 □ 大幅に減少</p>
<b>営業利益</b>	<p>前回 35.7 (135.7)          今回 39.3 (139.3)          見通 46.4 (142.9)</p> <p>□ 大幅に増加 □ やや増加 □ 横ばい □ やや減少 □ 大幅に減少</p>

※宅配貨物に関する回答事項は一部に限定され、また回答サンプル数が少ないため、上記数値は宅配貨物の概略的な結果とみていただく場合があります。

6 宅配以外の特種貨物:今回(令和2年10月～12月期)の状況と今後の見通し

<b>今回の状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅配以外の貨物では、運賃・料金の水準は▲29.7(前回5.6)と35.3ポイント悪化したものの、輸送数量は▲118.9(前回▲144.4)と25.5ポイント改善したことから、営業収入(売上高)は▲108.1(前回▲133.3)と25.2ポイント改善した。</li> <li>営業利益は▲110.8(前回▲127.8)と17.0ポイント改善した。</li> </ul>
<b>今後の見通し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅配以外の貨物では、運賃・料金の水準は▲2.7(今回▲29.7)と27.0ポイント改善するものの、輸送数量は▲156.8(今回▲118.9)と37.9ポイント悪化したことから、営業収入(売上高)は▲145.9(今回▲108.1)と37.8ポイント悪化する見込みである。</li> <li>営業利益は▲137.8(今回▲110.8)と27.0ポイント悪化する見込みである。</li> </ul>

<b>輸送数量</b>	<p>前回 55.6 (-144.4)          今回 13.5 (-118.9)          見通 2.7 (-156.8)</p> <p>□ 大幅に増加 □ やや増加 □ 横ばい □ やや減少 □ 大幅に減少</p>
<b>運賃・料金の水準</b>	<p>前回 27.8 (5.6)          今回 70.3 (-29.7)          見通 13.5 (-2.7)</p> <p>□ 大幅に上昇 □ やや上昇 □ 横ばい □ やや下落 □ 大幅に下落</p>
<b>営業収入(売上高)</b>	<p>前回 5.6 (-133.3)          今回 10.8 (-108.1)          見通 2.7 (-145.9)</p> <p>□ 大幅に増加 □ やや増加 □ 横ばい □ やや減少 □ 大幅に減少</p>
<b>営業利益</b>	<p>前回 5.6 (-127.8)          今回 5.4 (-110.8)          見通 62.2 (-137.8)</p> <p>□ 大幅に増加 □ やや増加 □ 横ばい □ やや減少 □ 大幅に減少</p>

# 定期点検整備促進運動の実施等について

(一社)日本自動車整備振興会連合会

## 定期点検整備促進対策要綱

### 1. 目的

自動車の適正な点検・整備を通じて、自動車の安全を確保し、公害の防止及び環境の保全を図るため、本要綱により定期点検整備の実施の普及および促進を図る。

なお、本運動は、自動車点検整備推進運動と連携して実施するものとする。

### 2. 実施期間

令和3年4月1日より令和4年3月31日までとする。

なお、次年度においても、本取組を継続して実施する予定。

### 3. 普及・促進対策

- 1) 自動車使用者に対する保守管理意識高揚のためのPR
- 2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進
- 3) 自動車整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進
- 4) 点検整備済ステッカー（以下「ステッカー」という。）の貼付

### 4. 実施要領

#### 1) 自動車使用者に対するPR

自動車使用者に対し、定期点検整備の必要性とその励行について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等マスメディアの活用とポスター、チラシ等の配布及びホームページによりPRする。

また、日整連等は、マイカー点検キャンペーン等の各種イベントを開催し、のぼり・横断幕を使用して、自動車の使用者に対し点検・整備の重要性を啓蒙する。

#### 2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進

自動車使用者に対し、自動車の構造、点検・整備の知識、認識の向上を図るため実車等を使用した点検教室等を開催する。

#### 3) 自動車整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進

自動車整備事業者等は、自動車使用者に対して定期点検整備の実施時期をダイレクトメール、電話、訪問等により連絡するとともに、点検・整備時に整備内容、料金等の説明を十分に行い、自動車使用者が整備事業場等を利用しやすいようにする。

また、日整連等は、整備技能コンクール等を開催し、自動車整備事業者等の接客マナーおよび技能の向上等受入体制の向上を図る。

#### 4) ステッカーの貼付等

定期点検整備を実施した自動車の前面ガラスに点検整備済を示すステッカーを貼付することにより、点検整備実施事業場名等を表示し、実施責任を明らかにするとともに、車両内外から容易に判別することで、自動車使用者、整備事業者及び整備管理者等に次回の定期点検整備時期を知らせることによって、定期点検整備の実施の励行を促進する。

##### (1) ステッカーの貼付対象車種

- 普通自動車
- 小型自動車（二輪車を除く）
- 軽自動車（二輪車を除く）
- 大型特殊自動車

##### (2) ステッカーの貼付

(イ) ステッカーは、自動車整備事業者、新車販売事業者および特定給油所等が、次の場合に当該自動車に貼付する。

- ① 自動車整備事業者が定期点検整備を確実に行ったとき。
- ② 新車販売事業者が新車の販売にあたり納車整備を行ったとき。

- ③ 特定給油所等が自家用貨物自動車の6カ月点検・整備または自家用乗用自動車であって、4輪主ブレーキおよび駐車ブレーキがすべてディスク・ブレーキである自動車の12カ月点検・整備（「自動車点検基準」の「自家用貨物自動車等の定期点検基準」または「自家用乗用自動車等の定期点検基準」により行うものに限る。）を確実に行ったとき。
- (ロ) ステッカーは、車室内から見て前面ガラス左側上部（左ハンドル車にあっては右側上部）に1枚を貼付するものとし、運転者の視野を妨げず、検査標章の貼付を妨げない位置に貼付する。  
この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。
- (ハ) ステッカーは、(イ)の整備を実施した事業者が(ロ)の位置に確実に貼付するものとし、自動車に貼付しないで自動車使用者等にステッカーを配付してはならない。
- (ニ) 事業者がステッカーを自動車の前面ガラスに貼付できる期間は、それぞれ以下のとおりとする。  
3年用ステッカー：令和2年1月1日～令和3年9月30日  
4年用ステッカー：令和3年1月1日～令和4年9月30日  
5年用ステッカー：令和4年1月1日～令和5年9月30日
- (ホ) ステッカーを自動車の前面ガラスに貼付しておける期間は、それぞれ以下のとおりとする。  
3年用ステッカー：令和2年1月1日～令和4年1月31日  
4年用ステッカー：令和3年1月1日～令和5年1月31日  
5年用ステッカー：令和4年1月1日～令和6年1月31日
- (3) ステッカーの剥離
- (イ) 次回の定期点検整備時期を経過したステッカーは必ず剥がすこと。  
また、その旨を自動車使用者等に周知徹底すること。
- (ロ) 貼付しておける期間を経過したステッカーをそのまま貼付していると保安基準違反となることを自動車使用者等に周知徹底すること。
- (4) ステッカーの様式  
ステッカーの様式は、別紙のとおりとする。
- (5) ステッカーの管理  
各ステッカー取扱い団体および事業者は、配付台帳を備え、厳正な管理を行う。  
なお、不適正な管理を行った場合にはステッカーの配付を停止することができるものとする。
- (6) ステッカーの再交付  
自動車ユーザーから、フロントガラスの破損等により、ステッカーの再交付を求められた場合は、当該自動車の定期点検整備を実施した事業場に限り、上記(2)(ホ)の期間内において再交付することができるものとする。

## 5. 定期点検整備促進協議会の構成

- 1) 定期点検整備促進協議会は、下記の中央団体をもって構成し、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会をもって代表団体とする。
- 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
  - 一般社団法人 日本自動車工業会
  - 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
  - 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
  - 一般社団法人 日本自動車連盟
  - 一般社団法人 全国自家用自動車協会
  - 公益社団法人 日本バス協会
  - 公益社団法人 全日本トラック協会
  - 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
  - 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
- 2) 地方の定期点検整備促進協議会は、中央に準じた構成とし、自動車整備振興会をもって代表団体とする。

## 6. 定期点検整備促進協議会の事務局

- 1) 中央の事務局は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会とし、地方は各都道府県自動車整備振興会とする。
- 2) 事務局は、次の業務を行う。
- (1) 定期点検整備促進協議会の開催
  - (2) ステッカーの発行（中央に限る）および配付

(3) その他本要綱の実施のために必要な業務

7. その他

- 1) 本要綱は、定期点検整備促進協議会が関係行政省庁の指導を得て推進する。
- 2) PR に当たっては、「定期点検整備促進協議会」の名称を用いて行うよう努める。
- 3) 本要綱の実施のため必要な事項であって本要綱に特段の定めのないものについては、中央および地方の定期点検整備促進協議会で別途定める。

別紙

点検整備済ステッカーの様式 例

〈注〉

- (1) 自家用、事業用を共通の様式とする。
- (2) 車内より貼付することができるものとする。
- (3) 地色（外周ダイヤル部分）は、令和3年用は緑色、令和4年用は橙色、令和5年用は青色とする。
- (4) 偽造の困難な様式とする。
- (5) 管理用に一連番号を入れる。



## ドライバー確保に向けたトラック運送業セミナーを開催

鳥ト協では、令和3年2月3日(水)米子市のハローワーク米子(出席者15名)、2月25日(木)鳥取市のハローワーク鳥取(出席者13名)において求職者を対象に、各ハローワークと共催でトラック運送業についてのセミナーを開催しました。

今後の就職先の候補としてトラック運送業のことを知ってもらい、物流業界の魅力を感じてもらう機会を設けることを目的に開催となりました。

当日はトラック運送業を紹介するビデオ上映を行い、鳥ト協前田専務より業界全体の規模や行政の取組みについて概要の紹介を行い、米子会場では原運送(有)の乗本社長より、鳥取会場では日本海運輸(有)の楮原専務よりドライバー職に就ききっかけや、仕事のやりがい、大変なことなど、それぞれ自身の経験を基に説明が行われました。

求職者の方にトラック運送業について知って頂く良い機会となりました。

### 2月3日(水) ハローワーク米子



挨拶をする  
鳥ト協 前田専務理事



仕事のやりがい等を説明する  
原運送(有) 乗本社長



会場の様子

### 2月25日(木) ハローワーク鳥取



大変なことなど経験を基に説明する  
日本海運輸(有) 楮原専務



雇用情勢の説明をする  
ハローワーク鳥取 酒本氏



会場の様子

## エッセンシャルワーカーとして奮闘する トラックドライバーの労働環境改善が必要です。

安定的な輸送を確保するため「標準的な運賃」をご理解ください。

※「不可欠な」を意味するエッセンシャルと、ワーカー(労働者)を指すわけではなく、

新型コロナウイルス感染が拡大するなかでも、経済活動を止めないため、トラックドライバーは日夜頑張っており、少子高齢化や労働環境の厳しさゆえに慢性的なドライバー不足に陥っております。こうした状況を打開するため、国土交通省は貨物自動車運送事業法に基づき、令和2年4月、「標準的な運賃」を告示しました。トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定的な輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を掲げたものです。持続可能な物流を実現するため、荷主の皆様、「標準的な運賃」の趣旨にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。



■ 標準的な運賃は、左のQRコードからご覧いただけます。  
■ 「トラック 標準的な運賃」で検索して下さい。



公益社団法人

全日本トラック協会

都道府県トラック協会

国土交通省

国土交通省

地方運輸局



## 「標準的な運賃」の荷主関係団体への周知・広報取組について

鳥取県トラック協会(会長 川上和人)は、2月24日(水)、鳥取運輸支局(支局長 片岡俊一)と連携・協力を図り、昨年4月告示された「標準的な運賃」に係る荷主団体(下記4団体)への周知・協力依頼を行いました。

この取組では、片岡・鳥取運輸支局長が、運送業界の現状、果たしている社会的な役割の重要性、「標準的な運賃」が示されるに至った背景・経緯等について説明し、荷主関係団体から傘下企業に対する周知の協力を行いました。

これに対して、関係団体からは、「将来にわたる物流の安定的な維持は、荷主企業にとっても、日本の経済活動の発展にとっても決して欠かせない」等と、今後、会議などを通じてより一層周知に取り組んでいく旨、お返事をいただきました。



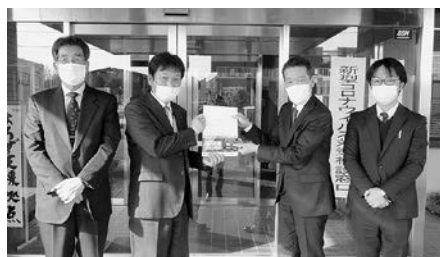
鳥取運輸支局 久保首席運輸企画専門官(左)  
鳥取運輸支局 片岡支局長(左から二番目)  
JA鳥取中央 戸田常務理事(右から二番目)  
鳥ト協 前田専務理事(右)



鳥取県中小企業中央会 本城専務理事(中央)  
鳥取県中小企業中央会 松本事務局長  
(右から二番目)



鳥取商工会議所 林事務局長(中央)  
鳥取商工会議所 竹内次長(右から二番目)



鳥取県商工会連合会 前田事務局長  
(左から二番目)

令和3年2月24日

関係各位

中国運輸局鳥取運輸支局 支局長 片岡 俊一  
(一社)鳥取県トラック協会 会長 川上 和人  
(公印省略)

運送業界の労働環境改善に向けたご理解とご協力について

トラック運送業界は、「新型コロナウイルス」の感染が拡大する中で、国民の皆様様の生活と経済活動を支えるため、なくてはならない「エッセンシャルワーカー」として、日夜頑張っております。

しかしながら、急速に進む少子高齢化に加え、ドライバーの労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、労働環境の厳しさゆえに慢性的なドライバー不足に陥っています。

こうした状況を打開するため、国土交通省では、改正貨物自動車運送事業法に基づき、令和2年4月、「標準的な運賃」を告示しました。トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行う上で参考となる運賃を国が示したものです。

こうした将来に向けた「安全、安心、安定」した持続的な物流体制を確立していくため、荷主の皆様には、「標準的な運賃」の趣旨にご理解をいただき、「コロナ禍」という経験したことのない厳しい経営環境の中ではありますが、是非ともご協力をいただきますようお願い申し上げます。

## 「交通死亡事故多発警報期間中の広報活動に参加」

鳥取県トラック協会及び鳥取県高速道路交通安全協議会（会長 川上和人）では鳥取県警高速隊とともに共催で、交通死亡事故多発警報期間中の2月12日（金）11時より鳥取市河原町の道の駅かわはらにおいて、2月15日（月）14時より鳥取市鹿野町の道の駅西いなば気楽里で広報活動を行いました。

参加者全員で道の駅に立ち寄るドライバーに声をかけ、交通安全意識の啓発に努めました。



## 運行管理者試験事前対策講習会を開催

鳥ト協では、去る2月2日（火）鳥取県トラック協会研修センターにおいて、令和2年度第2回運行管理者試験に向け、事前対策講習会を開催しました。（参加者15名、うち会員事業所より6名）

講習会は、独立行政法人自動車事故対策機構 鳥取支所より石山講師をお迎えして、過去に出題された試験の演習問題を中心に関係法令などの解説を行い講習が進められました。

また、試験当日に向けての心構え、留意点等についても説明が行われ、受講された皆様には充実した講習となった事と思われまます。



独立行政法人 自動車事故対策機構  
鳥取支所 石山講師



会場の様子

## ～若手ドライバー確保に向けた広報取組～

鳥取県トラック協会（会長 川上和人）では、若手ドライバーの確保に向けた広報取組の一環として、地元紙が県内高校生1・2年生等を対象に「若者が地元で暮らし仕事をする魅力を伝える」企画「若者定住プロジェクト 挑戦—ジモトでCHALLENGE」に、県内3地区の会員事業者の方に協力していただき参画し、運輸業界でドライバーとして働く魅力等について、若手ドライバーの写真、声（7社7名）を掲載した広報に取組ました。



## 令和2年度鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関 第2回「適正化事業委員会」を開催

令和2年度第2回適正化事業委員会（委員長 楳原弘文氏）が、令和3年2月15日（月）10時00分より鳥取ワシントンホテルプラザにおいて開催をされました。

本事業委員会は、年2回開催されます鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会報告資料の諮問及び重大交通事故・苦情事故対策と最近の規制強化等の情報交換を目的に開催をされます。

冒頭、楳原適正化事業委員長の開会挨拶、続いて中国運輸局鳥取運輸支局、久保首席運輸企画専門官様からは、「貨物自動車運送事業をめぐる情勢」等の説明がありました。

その後、適正化事業実施機関より

- (1) 令和2年度適正化事業活動指針の実施について
- (2) 令和元年度・平成30年度以降の適正化事業の巡回実績について
- (3) 令和元年度・2年度、平成30年度以降の巡回指導項目ごとの指導状況について
- (4) 令和2年度、貨物自動車運送事業安全性評価事業取得状況について
- (5) 令和2年1月～12月までの重大自動車事故発生状況についての説明がありました。その後、意見交換に移り、各出席委員から活発な意見が寄せられました。

今後の適正化事業に反映して行きたいと考えます。



挨拶をする  
楳原適正化事業委員長



講演をする 鳥取運輸支局  
久保首席運輸企画専門官



事業委員会の皆さん

# 令和2年度鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関 第2回「評議委員会」を開催

令和2年度第2回適正化事業評議委員会が、2月19日（金）10時00分よりホテルモナーク鳥取において開催されました。

この委員会は、適正化事業実施機関の組織・運営の中立性・透明性を確保し、適正化事業の公正・着実な推進を図るため、平成15年度から年2回開催しています。

委員会の構成は、学識経験者、マスコミ関係者、荷主関係者、労働組合関係者、一般消費者関係者、貨物運送事業者関係者から評議委員6名、参考人として国土交通省中国運輸局から片岡鳥取運輸支局長、久保首席運輸企画専門官の2名、適正化事業実施機関から川上本部長以下7名の合計15名です。

委員会は適正化実施機関川上本部長の挨拶・片岡鳥取運輸支局長の挨拶に続き鳥取大学裕見学長顧問を議長に選任し、議事次第に従い議事に入りました。

まず、適正化事業実施機関から「令和2年度適正化事業活動方針」「令和元年度適正化事業の巡回実績」「令和元年度巡回指導項目ごとの指導状況」について説明があり、報告事項として「令和2年度貨物自動車運送事業安全性評価事業状況」「令和2年重大自動車事故発生状況」について報告があり、鳥取運輸支局からは、「貨物自動車運送事業をめぐる情勢」等の説明がありました。その後、意見交換に移り、出席委員から活発な意見が寄せられました。

今後の適正化事業に反映して行きたいと考えます。

## 鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会

{評議委員}

(順不同・敬称略)

機関代表者	組織名・役職名	氏名
学識経験者	鳥取大学理事、学長顧問	裕見 吉晴
マスコミ関係者	株式会社 新日本海新聞社 取締役 専務執行役員	田中 仁成
荷主関係者	トミタ電機株式会社 代表取締役社長	神谷 哲郎
労働組合関係者	全日本運輸産業労働組合 鳥取県連合会執行委員長（全日通労組）	山崎 睦
一般消費者関係者	鳥取市女性の森グループ副代表	小谷 邦子
貨物運送事業者関係者	鳥取県貨物運送事業協同組合連合会副会長 吉田運送（有）代表取締役社長	吉田 栄

{参考人}

国土交通省中国運輸局	鳥取運輸支局支局長	片岡 俊一
国土交通省中国運輸局	鳥取運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）	久保 博嗣



挨拶をする 適正化 川上本部長



来賓挨拶をする 鳥取運輸支局 片岡支局長



議事を進める 裕見議長



意見交換を行う 田中委員



意見交換を行う 山崎委員



意見交換を行う 小谷委員

## 令和3年鳥ト協重量事業部会総会・研修会を開催

(一社)鳥取県トラック協会 重量事業部会(部会長 山下信一氏)は、さる2月12日(金)東伯郡三朝町、依山楼岩崎において、令和3年重量事業部会・研修会を開催しました。

○テーマ 「当面のトラック業界の重点項目について」

講 師 鳥取県トラック協会専務理事 前田裕明氏

○テーマ 「大型車輪脱落事故について」

講 師 鳥取県トラック協会適正化部長 山崎英夫

講演を受けた後、質疑応答に入り活発な意見交換を行いました。

講演会終了後、令和3年総会に入りました。

総会では、山下部会長を議長に選任し、議事に入りました。

(1) 令和2年事業報告並びに収支決算の承認について

① 令和2年事業報告(案)について

② 令和2年収支予算(案)について

③ 監査報告について

(2) 令和3年事業計画並びに収支予算の承認について

① 令和3年事業計画(案)について

② 令和3年収支予算(案)について

(3) その他

満場一致で承認可決され、令和3年鳥取県重量事業部会総会・研修会を無事終了しました。



挨拶をする 山下部会長



会議の様子



参加者の皆さん

## 令和2年度全ト協青年部全国大会開催される

さる2月19日(金)、東京都新宿区の全日本トラック協会を配信会場として、令和2年度(公社)全日本トラック協会青年部全国大会をWEB配信で開催されました。

今年度の全国大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、YouTubeを使用したライブ配信にて実施された大会です。鳥取県からは10名が視聴しました。

研修会では、先進的な事業取組による顕彰として、蔵の街運送(株)が「蔵 LOVE」で行なっている障がい者雇用と社員へ食事を通しての健康管理の紹介が行なわれました。また、大輪総合運輸(株)が衝突、左折巻き込み時の死角を検知する独自のAIシステムを活用した交通安全事故防止の取り組みの紹介が行われました。

講習会では、山猫総合研究所 取締役会長 三浦瑠麗氏が「国際秩序変動の今こそ物流業の取るべき構え」と題して講演がありました。講演ではコロナ禍の先の見えない時代だからこそ、色々なシナリオを考えて行動することと、日本のIT化の遅れが顕著なことから推進していくべきなど参考になる話が数多くありました。



挨拶をする 青年部 岩田部会長



山猫総合研究所 三浦瑠麗氏



参加された副部会長の皆さん

# 新聞記事のご紹介

## 高校生むけ施設体験

鳥ト協 仕分け作業など



【鳥取】鳥取県トラック協会（川上和人会長）は1月27日、県東部地区の高校生を対象に物流施設体験を実施した。物流に関心のある生徒たちが参加し、仕事の現場を見て回った。卒業後の進路に選んでもらおうと企画した事業で、4年目となる。東部地区の高校生5人が応募した。受け入れ施設として、岡山県貨物運送の鳥取支店が協力した。初めに鳥ト協の前田裕明専務がトラック業界について説明し、中国トラック協会（小丸成洋会長）制作の求人用DVDも放映。続いて、同支店の管理者と現場担当者らが会社や業務の内容を紹介し、職場を案内して回った。

生徒5人が参加

生徒たちは荷物の仕分け作業や大型トラックの運転席試乗などを体験。「東京までの輸送ルートと所要時間は」など、具体的な質問もあった。（矢野孝明）

2021年（令和3年）2月16日（火）物流ニッポン

## それって 無免許運転かも！



平成29年3月の道路交通法の改正により、準中型免許が新設され、運転できる車両が細分化されています。自分が運転できる車両かどうかを確認せず、普段運転しない職場等の車を運転していると、無免許運転をしていたということになりかねません。運転手や運転を管理する立場にある方は、次の点に注意してください！

- 1 車検証で車両総重量、最大積載量、乗車定員等を確認する。
- 2 運転免許証を確認して運転できる車両かどうか確認する。



以上のことを徹底して、無免許運転とならないよう注意してください！！

参考

車両区分	車両総重量	最大積載量	乗車定員	免許種別				
				大型	中型		準中型	
				限定なし	8t限定	限定なし	5t限定	
大型	11t以上	6.5t以上	30人以上	○	×	×	×	×
中型	8t以上11t未満	5t以上6.5t未満	11人以上29人以下	○	○	▲	×	×
	7.5t以上8t未満	4.5t以上5t未満	10人以下	○	○	○	×	×
準中型	5t以上7.5t未満	3t以上4.5t未満	10人以下	○	○	○	○	▲
	3.5t以上5t未満	2t以上3t未満	10人以下	○	○	○	○	○
普通	3.5t未満	2t未満	10人以下	○	○	○	○	○

○：運転可、▲：免許条件違反、×無免許

罰則（無免許運転）：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
違反点：25点（取消等の処分歴がない場合欠格期間2年）



〔警察（鳥取県高速道路交通警察隊）からの資料提供〕

## 会員事業所の異動

※お願い

営業所や車庫の変更・移転、代表者の変更などあった場合は協会宛にお知らせ頂きますようお願いいたします。  
(届出書類のコピー・認可状のコピーなどをFAX頂けると幸いです)

※代表者名変更 (会員名簿P. 5)

事業者名	新・旧別	氏名
日通トランスポート(株)鳥取営業所	新	森川 源太
	旧	板垣 互

※代表者名変更 (会員名簿P. 20)

事業者名	新・旧別	氏名
境港物流(株)	新	岩崎 誠司
	旧	門脇 仁史

※住所変更 (会員名簿P. 16)

事業者名	新・旧別	氏名
(株)JR西日本米子メンテック	新	米子市弥生町 2
	旧	米子市万能町 141

## 関係官庁の人事異動

[鳥取県警察本部 R3. 3. 15 付]

	転入	転出
交通部長	柴田 互 氏 (警務部参事官兼首席監察官より)	保田 博美 氏 (退職)
交通部総括参事官交通企画課長	西村 忠久 氏 (生活安全部総括参事官生活安全企画課長より)	青木 篤郎 氏 (警察学校長へ)
交通部参事官運転免許課長	山崎 隆志 氏 (交通規制課長より)	岩城 雄司 氏 (郡家署長へ)
高速道路交通警察隊長	平野 康一 氏 (生活安全企画課地域安全相談対策室長 兼生活安全特別捜査隊長兼刑事部管理官より)	長砂 敏明 氏 (退職)
高速道路交通警察副隊長	岸本 裕二 氏 (郡家署管理官次長より)	山口 康雄 氏 (退職)

## 協会事務局人事異動

※退職(長い間大変お世話になりました。御苦勞様でした。)

日付	職名	氏名	摘要
3月31日	倉吉事務所 所長	遠藤 進	
3月31日	米子事務所 所長	日野 均	

# 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT) 成約運賃指数について

(令和3年1月)

令和3年2月1日  
(公社)全日本トラック協会  
日本貨物運送協同組合連合会

(公社)全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和3年1月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

## 令和3年1月の運賃指数の概要

1. 令和3年1月の運賃指数は、前月比4ポイント減、前年同月比7ポイント減の119であった。
2. 1月末現在の求車登録件数は79,619と前年同月比2,216減(2.7%減)となった。

## 1. 加入者数、成約件数

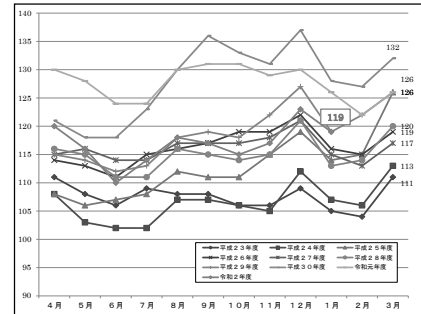
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
加入者数(ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259	5,694	6,060
対象成約件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	273,182	277,064	288,956	219,365

※令和3年度は1月末現在

## 2. 荷物情報(求車)件数

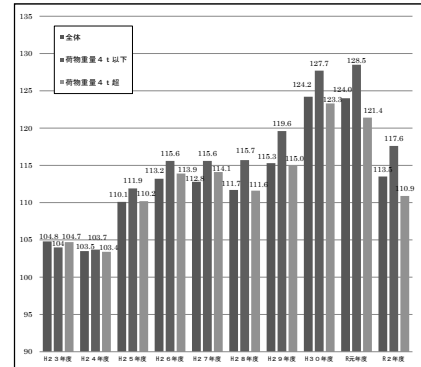
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949	1,431,478	708,092

荷物情報(求車)	令和3年1月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	79,619	-2,216	-2.70%	-50,379	-38.80%
成約件数	21,859	282	+1.30%	-2,195	-9.10%
成約率	27.50%	+1.1ポイント	—	+9.0ポイント	—



## 3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119		



## 4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2	124.0	113.5
荷物重量 4t以下	100	104.0	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7	128.5	117.6
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3	121.4	110.9

※令和3年度は1月末現在

## ○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会(全ト協)と日本貨物運送協同組合連合会(日貨協連)では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」(WebKIT)における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準(年度指数は平成22年度平均を100)としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

## ○成約運賃指数とは

荷物情報(求車)、車両情報(求荷)それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

## ○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や備車の確保、季節変動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 経営改善事業部 金子・大橋・長嶋  
TEL 03-3354-1056



# 適正化事業・巡回指導報告書

令和3年1月実施分

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関 川上部長

事業所	通常	新規	特別	合計
巡回件数	9件	8件	0件	17件
パトロール延出動台(日)数				13台

調査事項		指導件数	ワースト5
<b>I. 事業計画等</b>			
○	(1)主たる事務所・営業所	0	
	(2)事業用自動車	0	
○	(3)自動車車庫	0	
	(4)休憩・睡眠施設位置能力	0	
	(5)休憩・睡眠施設管理保守	0	
	(6)届出事項	0	
○	(7)白トラ	0	
○	(8)名義貸し等	0	
<b>II. 帳票類の整備、報告等</b>			
	(1)事故記録	0	
	(2)事故報告書	0	
	(3)運転者台帳	0	
	(4)車両台帳	0	
	(5)事業報告書等	0	
<b>III. 運行管理等</b>			
	(1)運行管理規程	0	
	(2)運行管理者選任	0	
	(3)運行管理者講習	1	2
	(4)運転者の確保	0	
◎	(5)過労防止	0	
◎	(6)過積載 ☆	0	
◎	(7)点呼の実施	1	2
○	(8)乗務記録	1	2
○	(9)運行記録計 ☆	2	1
○	(10)運行指示書	1	2
◎	(11)安全確保指導	1	2
○	(12)特別指導	2	1
○	(13)適性診断	2	1
<b>IV. 車両管理等</b>			
	(1)整備管理規程	0	
	(2)整備管理者選任	0	
	(3)整備管理者研修	0	
	(4)日常点検	1	2
◎	(5)定期点検	0	
<b>V. 労基法等</b>			
○	(1)就業規則	0	
	(2)36協定	0	
	(3)労働時間	0	
○	(4)健康診断	0	
<b>VI. 法定福利</b>			
○	(1)労災雇用保険	0	
○	(2)健康厚生年金	0	
<b>VII. 運輸安全マネジメント</b>			
	(1)運輸安全マネジメント	0	
指導件数合計		12	

(注)○重点項目 ◎最重点項目 ☆霊柩運送は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	9	0	0	0	0	0	9
新規	5	2	1	0	0	0	8
特別	0	0	0	0	0	0	0
合計	14	2	1	0	0	0	17

# 軽油価格推移表 (2021 年 1 月)

令和3年2月25日現在  
(公社)全日本トラック協会

全地区 (沖縄除)

## 単純集計表

	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
	93.00	94.94	85.75	85.96	97.95	94.77

## 元売別集計表

元 売 名	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
E N E O S	94.32	95.37	85.09	86.05	94.23	94.27
出光昭和シェル	94.39	95.51	87.45	86.28	109.11	97.32
キ グ ナ ス		102.50		84.67		96.31
コ ス モ		94.07	85.10	85.08		96.25
そ の 他	89.27	94.04	83.97	86.07	95.70	93.94

## 月間購入量別集計表

月間購入量	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
30キロリットル未満	93.45	95.94	86.04	86.02	99.58	95.17
30～50キロリットル未満		90.34	84.55	85.99	96.60	92.37
50～100キロリットル未満	86.75	88.49	85.11	85.72	92.60	92.42
100キロリットル以上		89.65		85.69		89.59

## 支払期限別集計表

支 払 期 限	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
30日未満	91.63	96.80	86.68	85.93		94.20
30～60日未満	93.18	94.70	85.51	85.91	99.45	94.98
60日以上	95.20	93.86	85.86	86.10	92.43	94.47

## 軽油価格推移表

	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
2020年9月	88.78	91.32	79.80	80.95	97.02	90.56
2020年10月	88.76	90.20	78.74	79.73	92.47	89.16
2020年11月	87.78	89.20	77.86	78.71	93.15	87.93
2020年12月	91.15	92.27	81.79	82.71	95.02	92.50
2021年1月	93.00	94.94	85.75	85.96	97.95	94.77

## 2月 業務日誌

2日	(火)	鳥ト協 運行管理者試験事前講習会	鳥取市
4日	(木)	労働局 県労働災害防止連絡協議会 事故対 運行管理者一般講習	鳥取市 鳥取市
6日	(土)	事故対 運行管理者一般講習	鳥取市
8日	(月)	全霊協 運営委員会	WEB会議
10日	(水)	支局 適正化業務連絡会議	鳥取市
12日	(金)	鳥ト協 重量事業部会総会	鳥取市
15日	(月)	鳥ト協 適正化事業委員会	鳥取市
19日	(金)	鳥ト協 適正化評議委員会	鳥取市
20日	(土)	事故対 運行管理者一般講習	鳥取市
22日	(月)	全ト協 適正化事業委員会	書面開催
24日	(水)	中霊協 中国霊柩自動車協会役員会 事故対 運管特別講習	広島市 鳥取市
26日	(金)	全ト協 全国適正化事業部長業務連絡会議	WEB会議

## 3月 行事予定

3日	(水)	低層建築物サプライチェーン成果報告	WEB会議
4日	(木)	事故対 運行管理者一般講習	鳥取市
5日	(金)	中央会 組合事務局向けセミナー 整備局 鳥取港水際・防災対策連絡会議	WEB会議 WEB会議
7日	(日)	運行管理者試験	鳥取市
8日	(月)	中ト協 物流政策懇談会	広島市
9日	(火)	西部地区 輸送秩序確立対策セミナー	米子市
11日	(木)	全ト協 適正化本部長及び理事会 事故対 運行管理者一般講習	東京都 鳥取市
12日	(金)	鳥取運輸支局 適正化連絡会議	鳥取市
15日	(月)	県国土強靱化推進評価会議 中青協 中国ブロック青年部協議会幹事会	鳥取市 米子市
17日	(水)	中央会 臨時総会	米子市
19日	(金)	日貨協連 理事会 労働局 人材確保対策推進連絡会議	東京都 鳥取市
24日	(水)	鳥ト協 理事会	倉吉市

## 自賠償共済も中国トラック交通共済へ

自動車共済と自賠償共済をセットでご契約いただくと、以下のメリットがあります。  
この機会に中国トラック交通共済の自賠償共済をご用命ください。

### メリット① 「自動車共済（対人共済）が割引の対象となります」

令和2年8月より開始の「自賠償共済セット契約割引」により、割引対象の車種について対人共済掛金が割引となります。

(1両あたりの年間割引額)

用途・車種区分		割引額
		対人共済金額 無制限の場合 (自損補償担保)
営業用	普通貨物車（最大積載量2トン超）	2,340円
	普通貨物車（最大積載量2トン以下）	1,660円
	小型貨物車	1,030円
営・自共通	普通ダンプカー・砂利類運送用普通貨物車	1,570円
	小型ダンプカー	480円
	A種工作車（クレーン・ショベル付）	600円
	B種工作車（コンクリートミキサー車）	750円
自家用	普通貨物車（最大積載量2トン超）	640円
	普通貨物車（最大積載量2トン以下）	510円
	小型貨物車	450円

### メリット② 「当共済に剰余金が出れば、利用分量配当が得られます」

自賠償共済は、自動車共済と並び中国トラック交通共済の大きな収入の柱の一つです。  
当共済に剰余金が発生すれば、協同組合のメリットでもある「利用分量配当」が得られることがあります。

※ただし、配当率や利用分量配当を行うかの判断については、総代会の決議によります。

### 自賠償共済のお申し込みは

中国トラック交通共済の自賠償共済代理店へご連絡ください。

#### 自賠償共済代理店を募集しています

- お取引先の整備工場をご紹介ください。
  - 貴社が別会社をお持ちでしたら自賠償共済代理店になることができます。
- ※代理店になれば、代理店手数料（1件1,723円）が支払われます。

詳しくは、中国トラック交通共済営業課（TEL082-299-2335）まで



トラック

# Ko To 共済

(交 通)

## キャンペーン

突然ですが  
自動車保険の無料見積をしませんか？  
経費節約のお手伝いがしたいです。

**期 間**

2021年3月31日(水)まで

**特 典**

お見積りをご依頼頂いた事業者様に  
1,000円分のクオカードまたは粗品  
を進呈 (ご加入の自動車保険証書が必要です)

鳥取市丸山町219-1 (一社)鳥取県トラック協会内

中国トラック交通共済協同組合 TEL(0857)27-5226

鳥取県支所 (支所長 藤川謙次) FAX(0857)27-5260

事故・相談は、転送電話で24時間受付体制

**トラック交通共済の夜間・休日事故受付**

【平日・夜間】PM5:20~AM8:30【土曜・日曜・祝祭日】24時間対応



**0120-94-1356 (JNS)**

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

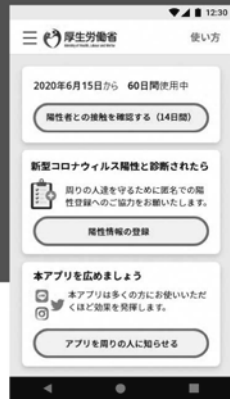
自分をまもり、大切な人をまもり、  
地域と社会をまもるために、  
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省

# 新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application



\*画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の  
感染者と接触した可能性について、通知を受け取  
ることができる、スマートフォンのアプリです

- 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

## 1メートル以内、15分以上の接触した可能性

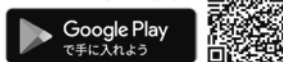


- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはありません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※Bluetoothをオフにすると情報を記録しません

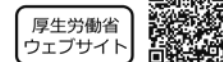
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室  
情報通信技術(IT)総合戦略室



緑ナンバートラックは、安全・安心を第一に皆様の暮らしを運びます

## 一般社団法人 鳥取県トラック協会

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関

### 陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部

鳥取事務所／〒680-0006 鳥取市丸山町219番1 TEL (0857)22-2694 FAX(0857)27-7051

URL <http://www.torakyo-tottori.or.jp> E-mail [info@torakyo-tottori.or.jp](mailto:info@torakyo-tottori.or.jp)

倉吉事務所／〒682-0017 倉吉市清谷町2丁目113 TEL (0858)26-4770 FAX(0858)26-4772

米子事務所／〒689-3547 米子市流通町1381-4 TEL (0859)27-3041 FAX(0859)27-1616